

## 第7回 菊川流域委員会

# 第6回菊川流域委員会での意見と対応について

平成28年12月5日

中部地方整備局 浜松河川国道事務所

## 河川整備計画(案)に反映している委員からのご意見

| 番号 | 記載箇所                       | 河川整備計画(素案)に対するご意見   | 河川整備計画(案)  | 修正理由等  |
|----|----------------------------|---|--|--|
| ③  | 第4章 第1節<br>第1項(7)<br>P4-5  | 『円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため』と水防活動は支援のみとなっているが、水防活動自体をやるべきと思うので記載した方が良いのではないか。           | その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を <b>実施</b> ・支援するため、これらの施設を整備するとともに観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図る。   | P4-17「第4章 第2節 第1項(13)④的確な水防活動の促進」で、国交省が実施する特定水防活動について記載していますが、本項にも「実施」を追加しました。 |
| ⑤  | 第3章 第1節<br>第4項<br>P3-2     | 津波対策で、『 <b>守りきれない規模の津波に対しては、</b> 』とありますが、「 <b>施設で守りきれない規模の津波に対しては</b> 」に修正した方が良い。 | <b>施設で</b> 守りきれない規模の津波に対しては、減災の考え方を重視して、バランスのとれた施策を総合的に推進していく。   | 指摘の通り修正しました。   |
| ⑥  | 第4章 第1節<br>P4-1            | 河川の整備の実施に関する事項について文章が長いため、P D C Aサイクルで管理する内容と、特に河道掘削の際には重点的に実施するという二つの文章に分けてはどうか。 | さらに、緊急性に配慮しながら、河川の整備に投じる費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・設計・施工・維持管理の一連の取り組みについて、P D C Aサイクルの体系を構築する。特に、 <b>河道掘削の際には、効率的かつ、環境や維持管理に配慮し河川整備を重点的に実施するとともに、掘削土等の発生材のリサイクルやコスト縮減に努める。</b> | 指摘の通りP D C Aサイクルの体系に関する内容と、河道掘削における維持管理の内容に文章を分けるよう、修正しました。                    |
| ⑦  | 第4章 第2節<br>第2項(3)<br>P4-18 | 渇水時の対応について、洪水関連では温暖化による影響が記載されているが、温暖化による渇水頻度も変化してくると思うので、分析評価を行う趣旨の内容を記載した方が良い。  | (3) <b>気候変動による影響のモニタリング</b><br>地球温暖化に伴う気候変動の影響により渇水が頻発化、長期化、深刻化する可能性があることを踏まえ、流域の降雨量、流量等についてもモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。   | 指摘の通り「第4章 第2節 第2項」に「(3) 気候変動による影響のモニタリング」を追加しました。                              |

## 河川整備計画(案)に反映している委員からのご意見

| 番号 | 記載箇所                        | 河川整備計画(素案)に対するご意見   | 河川整備計画(案)   | 修正理由等  |
|----|-----------------------------|---|---|--|
| ⑨  | 第4章 第2節<br>第1項(2)<br>P4-9   | 河川の測量・調査について同じ文章が入っているので確認していただきたい。   | 「河床の変動状況、現況河道の流下能力を把握するため、適切な時期に縦横断測量等を実施する」の一文を削除  | 指摘を受け修正しました。   |
| ⑩  | 第4章 第2節<br>第1項(13)<br>P4-15 | 『静岡県及び沿川の2市』とあるが、沿川に2市しかないため、具体的な市名を示すべきと思われる。  | そのため、静岡県及び沿川の掛川市、菊川市と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する洪水に対しリスクの高い区間の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなどを進めていく | 指摘の通り修正しました。   |
| ⑫  | 第4章 第2節<br>第1項(13)<br>P4-17 | 洪水氾濫に備えた社会全体での対応において、『水防連絡協議会等を通じて重要水防箇所の周知』とあるが、「水防連絡会等」に修正すべきと思われる。   | また、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等に関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防連絡会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。      | 指摘の通り修正しました。   |
| ⑬  | 第4章 第2節<br>第2項(2)<br>P4-18  | 協議会は管理者で構成されていることから「情報を共有」という表現は適切でないと思う。対策を講じるのは大井川の水は静岡河川で、大井川から取水した水は浜松河川国道となることから、「協議会の情報を受け」が良いのではないか。また、対策を講じる場合に「必要」と思う人は誰のことか。静岡河川か浜松河川国道か曖昧な感じがする。 | また、大井川水利調整協議会からの情報をもとに、必要に応じて対応を講じる。  | 指摘の通り、浜松河川国道事務所は大井川水利調整協議会の構成メンバーに加入していないため、表現を修正しました。 |
| ⑭  | 第4章 第2節<br>第1項(6)<br>P4-14  | 水門等の老朽化対策において、『水門等の施設の経年劣化が進み機能の適合性に問題が生じた場合には』とあるが、「機能の適合性」はわかりにくいので修正した方がよい。  | 水門等の施設の経年劣化が進み、所定の機能が確保できていない場合には、診断を行い、補修・更新を行う。   | 指摘を受け修正しました。   |